

判例紹介第1回 「特許法における並行輸入について」

・最高裁判所 平成9年7月1日判決、「BBS事件」

(1) 特許製品の並行輸入をめぐる争われた「BBS事件」において最高裁は、原則として並行輸入を容認するとの判決を下した。

(2) 事件の概要

本事件は、自動車のアルミホイールに関する特許をドイツと日本において取得していたBBS社によって、ドイツ国内で正当に販売された製品を、同社とは無関係の輸入業者が日本に輸入及び販売した事実に対して、BBS社が日本特許権を侵害しているとして、これを差し止めるよう裁判所に請求したものである。

本事件においては、特許権の消尽が問題となる。

(3) 特許権の国内消尽

まず、最高裁は、日本国特許権者等が日本国内において特許製品を譲渡した場合に、同一物につき再び特許権を主張することができるかという問題（特許権の国内消尽）について、その特許製品については特許権は用い尽くされたもの（使い切られたもの）と考えられ、同一物につき再び特許権を主張することはできない（特許権は消尽する）として特許権の国内消尽を肯定している。

特許製品の円滑な流通を図るため及び、特許権者等には、譲渡代金等により特許発明の公開の代償を確保する機会は保証されているため、特許製品について流通過程において二重の利益を得ることを認める必要性は存在しないためである。

(4) 特許権の国際消尽

次に、最高裁は、日本国特許権者が、日本国外において日本国特許権に係る特許製品を譲渡した場合に、その特許製品に対して、日本国において日本国特許権を主張することができるかという問題（特許権の国際消尽）については、特許権は用い尽くされたものとは考えられない（特許権は消尽しない）と判断し、特許権の国際消尽を否定している。

特許権者は、特許製品を譲渡した国において、必ずしも日本国特許権と同一の発明についての特許権(対応特許権)を有するとは限らず、また、対応特許権を有する場合であっても、日本国特許権と対応特許権とは別個の権利であるため、特許権者が対応特許権に係る製品につき日本国において日本国特許権に基づく権利を行使したとしても、直ちに二重の利益を得たものということとはできないためである。

(5) 並行輸入品につき日本国特許権者が日本国特許権を行使するための必要条件

しかしながら、最高裁は、日本国の特許権者等が日本国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、原則として、当該製品について日本国において特許権を行使することは許されないと判示している。

すなわち、最高裁は、特許権者は、譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から日本国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合、譲受人から特許製品を譲り受けた第三者等に対しては、譲受人との間での合意に加え、特許製品にこれを明確に表示した場合、を除き、当該製品について日本国において特許権を行使することは許されないと判示している。

国際貿易が極めて広範囲にかつ高度に進展している現状に照らせば、商品の自由な流通は最大限尊重することが要請されており、特許権者が上記条件を付さないまま特許製品を国外において譲渡した場合には、日本国において譲渡人の有する特許権の制限を受けないで、当該製品を支配する権利を譲受人及びその後の転得者に暗黙のうちに授与したと解すべきだからである。

(6) 私見

B B S事件は、我が国が特許権の国際消尽を容認するかどうか問われた重要な事件である。B B S事件の東京高裁判決は、特許権の国際消尽について、国内消尽と同様に二重の利益を与える必要性は存在しないとの理由から、国際消尽を認める判断を下していた。ところが、

B B S 事件の最高裁は、特許権が国ごとに別個独立だという現実から、特許権の国際消尽を否定している点において重要な意義を有する判決であると言える。

ここで、本判決において注意すべき点は、判決においては、「上記 又は の条件を満たさない場合には、特許権を行使することは許されない」ことは明示されているが、「上記 又は の条件を満たす場合には、特許権を行使することが許される」とは明示されていない点である。つまり、上記 又は の条件を満たす場合は、常に特許権を行使することが許されるかという問題については判断されておらず、結論が出されていないのである。よって、今後の判決において明らかにされることが期待される。

以上